

宿泊施設利用補助金交付規程

(目 的)

この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会福祉事業規定第3条の2項(1)に基づく、宿泊施設利用補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(宿泊施設利用補助券の交付対象者)

宿泊施設利用補助券の交付を受けることのできるものは、申請日現在月掛金3,000円以上の教弘保険加入者とユース教弘10口以上加入者及びその配偶者・被扶養者とする。ただし、被扶養者については小学校1年生以上であること。また被扶養者には配偶者の被扶養者を含める事ができる。

(宿泊施設利用補助券の金額・交付回数)

宿泊施設利用補助金は、1泊につき3,000円とする。

交付回数は、教弘保険加入者及び配偶者・被扶養者は年間5泊以内とする。

(宿泊施設利用補助券の交付申請・利用の方法)

交付希望者は、次の手順で宿泊施設利用補助券の交付を申請する。

宿泊施設に自分で直接宿泊予約申し込みをする。

予約成立後、利用予定日の10日前までに、教弘事務局へ宿泊施設利用補助券交付申請書を提出する。宿泊予定者が被扶養者の場合にあつては共済組合員証(健康保険証)の被扶養者欄の写しを添えて提出する。

教弘事務局より施設利用補助券(3,000円相当)を送付する。

宿泊施設到着後直ちにフロントに宿泊施設利用補助券を提出する。

(補 足)

この規程に定めるもののほか、宿泊施設利用補助券交付に関し、必要な事項は支部長が定める。